

## 八王子市高齢者支援事業実施要綱

平成22年4月1日施行

改正 平成27年4月1日

令和3年(2021年)4月1日

### (目的)

第1条 この事業は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者であり、かつ高齢者及び要介護状態等にある者に対して、生活的自立、社会的自立を支援するとともに、介護扶助の適正化を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 65歳以上の者。
- (2) 40歳以上65歳未満で、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第2条各号の特定疾病により要介護・要支援状態にある者。
- (3) その他支援が必要と福祉事務所長が認めた者。

### (支援対象者の選定)

第3条 支援対象者の選定、支援内容及び支援の終結については、高齢者支援会議(以下、「会議」という。)で決定する。

2 会議は、福祉事務所生活自立支援課におき、生活自立支援課長、生活福祉地区第1・第2課長、生活自立支援課支援担当主査、次条に定める高齢者支援員により構成し、原則として毎月開催する。

### (高齢者支援員)

第4条 この事業を実施するため、福祉事務所生活自立支援課に高齢者支援員(以下、「支援員」という。)をおく。

2 支援員は、社会福祉士の資格を有し、高齢者支援に関して経験を有する者のうちから、市長が任命する。

### (事業内容)

第5条 支援員は次に掲げる事項を実施する。

- (1) 介護扶助の現状調査に関する事。
- (2) 介護扶助の適正化に関する事。
- (3) 支援困難ケースの地区担当員、訪問等専門員との同行訪問に関する事。
- (4) 支援困難ケースの入院(所)、退院(所)への支援に関する事。
- (5) 支援困難ケースのその他の支援に関する事。
- (6) 高齢者入所施設の把握および確保に関する事。
- (7) 高齢者入所施設入所者の状況把握に関する事。

(8) 高齢者関係機関との連携・調整に関すること。

(9) その他福祉事務所長が必要と認めたこと。

(勤務条件)

第6条 支援員の任用・服務及び勤務条件等については、地方公務員法第22条の2など関係法令等に定めるところによる。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。